

辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年12月1日(水)午前9時30分から午前10時54分

2. 開催場所 役場1階 第2会議室

3. 出席委員(14人)

会長	1番 宮島 勇
会長職務代理者	2番 野澤 典生
農業委員	3番 青木 博子
	4番 飯澤 誠
	5番 小野 耕一
	6番 上島 栄子
	7番 赤羽 秀介
推進委員	春日 昭利
	立澤 富朗
	根橋 俊夫
	大井田 亨
	小松 英幸
	有賀 則幸
	瀬戸 真一

4. 欠席委員(0名)

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可について
＜農業委員会ネットワークへの諮問案件確認＞

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

議案第3号 農地利用集積計画(農地中間管理事業)について

議案第4号 農地利用配分計画(案)について

議案第5号 非農地の承認について

議案第6号 農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の設定について

報告事項 (1)農地嵩上げ申請
(2)農地法第18条第6項の規定による届出

6. その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 役場産業振興課長 赤羽 裕治
事務局次長 役場産業振興課補佐兼農政係長 山田 隆
書記 役場産業振興課農政係係員 小松 由季 ※欠席
役場産業振興課農政係 中澤 貴子

8. 会議の概要

<赤羽事務局長>

先日は、長野県農業委員会大会、大変お疲れ様でございました。ありがとうございました。それでは進行をさせていただきます。開会を野澤会長職務代理お願いいたします。

(開会)

<野澤会長職務代理>

おはようございます。畑の方もひと段落という状況だと思われます。ちょっと一時ゆっくりできる機会になり、これから農業者年金の方も皆さんにお世話になっていくと思いがよろしく願いいたします。今日は色々な議案がありますけれども、慎重審議のほどよろしく願いいたします。それでは11月の総会を開会させていただきます。

(会長あいさつ)

<宮島会長>

おはようございます。今日は急に寒くなりまして、そのような中ご苦労様です。令和4年の最終の農業委員会総会ということで、いよいよ年末になってしまいましたけれども、農作業の方もほとんど終わったということで、特に今年はソルガムの作業につきましては本当に皆様のご協力で、まとまった仲間だなという感じを受けました。今後もよろしく願いしたいと思いがいます。

(議事録署名委員の指名)

<宮島会長>

7番の赤羽委員さんと3番の青木委員さん、よろしく願いいたします。

<赤羽事務局長>

それでは議事に移らせていただきますが、本日事務局の小松が欠席しておりますので山田事務局次長が説明を務めますのでよろしくお願いいたします。議事進行を会長の方でお願いいたします。

(議事)

<宮島会長>

それでは議事に入らせていただきます。議案第1号農地法の規定に基づく許可についてよろしくお願いいたします。

【議案第1号、3条の規定による許可申請について1番～6番朗読】

<山田事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は1ページをご覧ください。

大字澤底……番地にお住まいの A さんが所有いたします、

大字澤底字クネソへ……番・、地目は畑、面積288㎡を、

大字澤底……番地・にお住まいの B さんが譲り受けるものです。

譲渡人の A さんは、相続にて申請地を取得しましたが、耕作の予定はありませんでした。

譲受人の B さんは、申請地隣の土地を購入したことに合わせ、農地として利用するのに最適であることから、A さんより譲り受けることとなりました。

農地取得後の農業経営面積は27アールで下限面積を超えております。

この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、青木委員、有賀推進委員から意見書をいただいております。

<青木委員>

11月6日に有賀委員、ご本人である B さんの立ち会いのもとですが現地を確認いたしました。隣の農地はもう30年くらい出入りに使うためコンクリを打ってありまして、農地に戻す状態ではないということでした。その地図で白く塗ってある所に倉庫を建てるということです。その反対側の方も続きを買っていただかなければ困るということで B さんの方に農業用倉庫という形で譲り渡すことになりました。周りへの影響は何らないものと思われまます。お願いします。

<宮島会長>

ただいまの説明について、何か質問、ご意見ある方は挙手をお願いします。（異議無し）無いようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

<山田事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。地図は2ページをご覧ください。

箕輪町大字中箕輪・・・番地にお住まいのCさんが所有いたします、

大字伊那富字北沢・・・番・、地目は田、面積3531㎡を、

同じく箕輪町大字中箕輪・・・番地にお住まいのDさんが譲り受けるものです。

譲渡人のCさんと譲受人のDさんは親子であり、生前贈与ということで申請がありました。

農地取得後の農業経営面積は35アールで下限面積を超えております。

この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、野澤代理、小松推進委員から意見書をいただいております。

<小松推進委員>

現地は、Dさん、野澤委員、私の3人で11月11日の9時に立ち会いをさせていただいております。内容ですけれども、譲渡人のCさんは高齢になり、申請地の耕作は難しいということでDさんに所有権の移転をしたいというお話でした。譲受人は、トラクターを使用したり乾燥機器等を使用したりして農業に従事されており、十分な経験と農業をしているということでありました。問題ないかと思えます。境界も明確でありますし、町道もしっかりしてありますので、周辺農地への影響もないということで問題ないと考えております。よろしくご審議をお願いいたします。

<山田事務局次長>

3番、所有権の移転でございます。地図は3ページをご覧ください。

大字上島・・・番地にお住まいのEさんが所有いたします、

大字上島字中ノ海・・・番・、地目は田、面積309㎡を、

大字辰野・・・番地にお住まいのFさんが取得するものです。

譲渡人のEさんは、相続にて申請地を取得しましたが、耕作予定もなく、以前から貸借にて耕作されていたFさんが取得し、引き続き耕作をされたいということであります。

農地取得後の農業経営面積は178アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、赤羽委員、根橋推進委員から意見書をいただいております。

<根橋推進委員>

11月17日に赤羽委員と私、それから申請代理人と現地を確認しましたがけれども、この申請地は既にFさんがだいぶ前から借りておまして、周辺を一帯的に管理しておまして、そういう意味では特に問題ないと思います。経営安定上、適切であると判断いたしました。

<宮島会長>

ただいまの説明について、何か質問、ご意見ある方は挙手をお願いします。（異議無し）無いようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

<山田事務局次長>

4番、所有権の移転でございます。地図は4ページをご覧ください。

大字小野……番地にお住まいのGさんが所有いたします、

大字小野字井戸場……番、地目は畑、面積455㎡および、

大字小野字百手^{ももて}……番、地目は畑、面積5716㎡を、

南箕輪村……番地・A棟にお住まいのHさんが取得するものです。

譲渡人のGさんは、相続にて申請地を取得しましたが、所有農地が多いため、管理が大変であり、売却を考えておられました。

譲受人のHさんは南箕輪村在住ですが、周囲の環境や今後の営農計画を考慮したところ、申請地が最適であるということで、取得したいということでもあります。

農地取得後の農業経営面積は57アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、小野委員、春日推進委員から意見書をいただいております。

<春日推進委員>

11月17日に申請代理人の方、小野委員、それと私、あと譲渡人のG氏のお母様の4名で現地を確認いたしました。結果から申しますと、翌日の18日に事務局窓口に行って相談した結果、確認のサインをしたという経緯であります。それで、こちらの案件ですけれども、まず現地を確認した時にはほぼ境の所の草刈りはしっかりされており、また杭はなかったんですけれども、以前の地籍調査実施の場所であり、境界線については問題ないと判断いたしました。11月17日の日に一回保留にしたんですね。それで18日の日にO.K.とい

たしました。その経緯というのが、17日に申請代理人の方と共に書類を確認しながら見たところ、ソーラーパネル関係の業者さんであるということが分かったということと、その方の意向、今後の農業の進め方として、上にソーラーパネル、下にブルーベリーを栽培したいというやり方をするという話がありました。また、この方がですね、南箕輪村という結構遠い所なので、今まで扱ってきた案件の中で近隣にいて適任ではないかという理由付けがあるのですが、そこについてはどうなのかなと思ひ、翌日事務局と相談しました。事務局で確認したところ、今後の農業の計画書というのもきちっと出されている、また委員として書面の判断基準項目に関してNGに当たる該当項目はないと確認いたしましたので、18日にサインをしたということになります。なお、こちらの地図で申請地の北側の所は2年位前にソーラーパネルの案件で、区の中で話題になったことがありました。その時は、藤沢という常会で同意が得られず、全耕地の同意が得られずNGになった場所でもあったので、今回のソーラーパネルについてもちょっと引っかけた所がありまして、1日保留にさせてもらった案件でもあります。農業委員会で審議していただく内容とはちょっと別の所で一旦保留にさせてもらった経緯はありますが、問題なかったということで確認・サインをしたという内容になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

<小野委員>

譲受人のHさんは、昨年3月11日に東京都から南箕輪村に転居されています。それで、令和4年10月21日に会社を設立しまして、合同会社Iという称号で登記してあります。その会社の目的が、1番目として太陽光発電所の建設事業及び売電事業、2番目としてバイオマスによる発電事業及び売電事業、3番目に農産物の生産及び販売、4番目に農産物の加工及び販売ということで、この部分で3条の申請があつて、書類も整っているということで引き受けられるかと思ひますけれども、発電施設の関係で、町でつくっている今年6月に改正された再生エネルギーの発電施設に関する施設と管理の条例と、昨日小野区長にお願いして小野区の条例もこの3条の許可書に添付していただいて、もし営農型のソーラーを作る場合には、まだそういうハードルがあるよということを示した方が良いかと思ひまして提案したところでございます。もし環境の方で申請が通った場合、農業委員会に農振がかかっている農地に営農型ソーラーシステムを建てる場合、何か申請する書類があるのか、決まっていたら教えていただきたいと思ひます。以上です。

<事務局 中澤>

そのお話をいただいて、11月28日にHさんが役場の窓口にお越しになっていただいて、今後の営農計画等についてのお話を伺いました。

<山田事務局次長>

その時に、今小野委員さんが言われたように今後の計画で営農型のものをやっていくと

いう計画がある中で、小野地区については辰野町の中でも太陽光に対して否定的な見方、意見がある地区でありますので、そういったハードルの高い所であるという説明はさせていただいております。また、ブルーベリーをやるということで、獣害についてもその地区、周りも営農があまりされていない所でもありますので、非常に害があるのでそういう対策もしないと、思うような収穫はできないような場所であるというお話はしております。

<事務局 中澤>

営農型太陽光については、辰野町はこれまで1件も案件がなかったため勉強不足のところがあるのですが、基本的に営農型の発電施設というのは耕作をする上にパネルを建てますので、その地域が農振地域、青地であったとしても実際は3条の申請とその上に立てるパネルは下に耕作物があるので2m以上の架台、その脚の部分何か所かだけを農地に一時転用という形で申請を出していただきます。耕作される方が認定農業者であるとか、荒廃農地を耕作するよ等の条件が合えば、10年というスパンで営農型の太陽光を上に乗せて下で耕作をしていただきます。報告書を出してもらって、作られるもののある程度の収益が上がっていかないと上のパネルは撤去してもらおう等の条件があります。申請としては、青地であってもできる案件です。一時転用なので、架台の部分の一時転用書類になります。ただ、出していただく書類というのが、今後の計画ですとか実績等かなり細かい所まで提出していただくことになりますので、ハードルはかなり高い申請になります。辰野町では、話は何件もありましたが、実績としてはなく、隣の箕輪町ですとか南箕輪村では下に朝鮮人参を作っているとか実績のある市町村があるので、そういう所にも話を聞きながら営農型に関しては勉強していかなければならない所ですけれども、申請としてはそのような流れで受け付けていくことになります。

<山田事務局次長>

それから、譲受人の方にはそういったハードルがあるという中で、今後地元の同意が得られなくて営農型ができなくなった時に、その場所をもうやめたということになってはこちらとしては大変困りますので、営農は続けていただきたいという話をさせてもらっておりますし、また今後営農型で太陽光パネルを設置するにはある程度面積を確保したいということで、今回取得する農地の周りの方にもお話をさせているということをおっしゃっていただきました。最終的には1丁5反位の面積を求めているという情報があり、そのくらいの面積が確保できた後に、営農型の太陽光の設置をしていきたいとの話でした。まずは今回取得した農地にブルーベリーの栽培をしてきたいとのことですので、地元の方にもしっかりと営農をしているところを示していかないと理解を得られないのできちんと営農していただきたいと話をさせていただきました。

<小野委員>

春日委員も言われたんですが昨年メガソーラーの計画がありまして、小野区の同意がいるということで、9耕地あるのですが1耕地だけではなく何耕地も同意しないという中で、メガソーラーの申請は取り下げになっております。なぜかもう森林を伐採してそこへ足を立て工事が進んでいることから小野区から町へ相談しまして、結局町の顧問弁護士にお願いして、実は今月の5日に地元へ弁護士さんから経過と今後の対応ということで話があるということでそこでわかったんですけど、農地で農振にかかっているところは今のところ施設は建たっていないが原野の部分は一部建設が始まっているという状況です。

<宮島会長>

今説明がありましたが、基本的には営農をするということですが、小野のではソーラーの関係ででかい問題がでているようですが、この件につきましては地番が・・・ということだけ考えていただいてこの件につきまして質問、ご意見のある方は挙手をお願いします。

<野澤職務代理>

今回の裁決は、…番のところだけの3条審議ということで、ソーラーはまた別ということで・・・番ばべつとういことでしょうか。

<事務局 中澤>

一緒であります。

<野澤職務代理>

わかりました。

<宮島会長>

他に何か

<飯澤委員>

初めて聞いて理解が出来ていないんですが、課題もあるし辰野としても初めての案件で、南箕輪で昔もめたこともあり、小野地区の中ではソーラーに関してはいろいろな問題になっているという背景がある中で即決というのは難しいと私は思います。議会では継続審査というものがあるが、この案件について今日判断しないで次回まで継続して審査するという制度はありませんか。

<赤羽事務局長>

皆さんにお諮りいただき、その必要性が認められれば現地を確認する等となると思いま

す。

<飯澤委員>

課題もある案件であると思いますので、即決は避けた方が良くと思いますがいかがでしょうか。

<宮島会長>

今、飯澤委員から提案がありましたが、いずれにしても小野区の関係は太陽光で問題があるが5日に話があるのですか。

<小野委員>

5日にありますが、今回の場合は簡単に言うと所有者がA~Bへ変わるだけですので、農業委員会として駄目だと言えるのかと言うのが私個人としてはあるのですが。

<飯澤委員>

申請者の住所が南箕輪ということと、3条の審査で営農の確実性も一つ不安になる。毎日南箕輪から辰野まで来れるのか。営農の確実性を審査するためにも継続審査の理由になるとと思いますので

<根橋推進委員>

関連して質問というか2、3よろしいでしょうか。一つは制度的なもので、今までの経過から3条で所有権移転した場合、これは行政指導だと思いますが3年3作はいわゆる農地以外にすることはためということがあると思うがこの場合はいかがか。もう一つは3条で取得しても営農型の太陽光を行なう場合は、一時転用という手続きをしなければいけないということは、今度は自分で4条を出して手続きをしないと太陽光設置は許可されないと理解するとするとその時点で太陽光に問題があれば許可できないという手続きがあるか。個人的には3条の審査というのは、譲請人が本当に営農ができるのかということ、どういう営農を行うのかという点が最大のポイントになると思うんですけど、ブルーベリーは私も作っていますが、ブルーベリーの営農上の最大の問題は出荷です。採って出荷する作業が大変で、逆に言うと他は楽なんですけれど多分そういうことでブルーベリーではないかと思いますが、飯澤委員が言われたように、出荷時に毎日毎日これだけの面積をやるということは相当の労力がないとブルーベリーを採って出荷するということができないと思うんですが、本当にどういう風に行けるのか営農計画を詰める必要があると思うがその辺を検討したほうが良いのではないかと。どのように検討されたか。

<小野委員>

営農計画の中に主の機械器具を書く欄がありましてトラクターは借入、小型の耕運機は所有、軽トラック2台所有とありましてそういうのを見に行くことはできないのかと事務局に伺ったところ、事務局では書類が整っていれば今までしていないとのことでありましたが、そういった点を確認したいということで審議を伸ばしてもいいのかなと思いますけど。

<野澤職務代理>

Hさんは南箕輪に新規就農ですよ。3年前に。そうすると新規就農の計画を出していますよね。

<事務局 中澤>

いいえ。南箕輪村には確認したんですが実際南箕輪村役場に来られたときには、こういう計画でブルーベリーを作りたいんだけど空いてる農地はないかとの問い合わせはあったようです。ただ南箕輪でも探しておきますね、というくらいで新規就農とかの話もないままいろいろな経緯があって小野の場所を選ばれたんですが。

<野澤職務代理>

譲受人の面積は6反分ですよ。

<事務局 中澤>

所有農地は一切持たれていない。耕作されている農地もお持ちでないので、農地を取得するのは初めてとなるのですが、営農計画を出されていてまして通作距離も22キロメートル、通作方法軽トラックということで、6年目あたりまでの営農計画を出していただいております。今は伊那市に合同会社Iを登記してあるんですけど、2年3年頃を目途にそこに工場を建てる計画だそうです。実際やられるのはブルーベリーを作ってそれを冷凍にしてそれを海外に輸出する目的でやられるそうで、ブルーベリーを耕作するにあたっては、販路も含めていろいろ勉強はされていてまったく耕作するのは初めてはもしれないが、販路ですとかやりかたですとか、そういったことに関してはいろいろ学ばれているような方です。通作距離が長いからといって距離でダメという規定は3条にはないのでそこはよしとしても、耕作されるという通って耕作して1年間に150日以上耕作していただかないということなんですが、実際Hさんともう一方Jさんという方がいて主にはJさんが耕作に関しては手をかけてやられるそうです。ですので1年に当然150日以上、ほぼほぼ落ち着くまでは毎日というくらい通ってやりたいというお話は伺っております。

<野澤職務代理>

そうすると先ほども確認しましたが、今回の裁決は3条でこの2筆について3条、さ

つき根橋委員から話が合ったし事務局からもあったんですけど例えばソーラーを設置する場合は4条の申請が必要になるんですよ。

<事務局 中澤>

上にのせる業者が別だった場合、下と上が違う場合は当然5条の一時転用で建てることになりますし、Hさん自身がやられる場合は4条の一時転用ということで申請を出していただくことになります。

<野澤職務代理>

それを判断すると、私たちは農地を確保し継続して維持できる人に農地を取得していただきたいので、今のところはHさんがまずブルーベリーを作るということで考えれば賛成してもいいのかなと思いますけど。ただその後で何年かしたときに4条もしくは5条でソーラーを建設が出たときに私たちがそこでどう判断するかというのは根橋委員の意見をきいている中で、そういう方法もあるのかなど。それか飯澤委員がおっしゃるとおり一回そこをどういうふうに判断するのか、コロナ禍で数名で現地を見たりして保留なのか3つの判断だと思いますけれど。

<宮島会長>

いろいろな意見でありますが今話がありましたJさんは南箕輪の方ですか。

<事務局 中澤>

いいえ。Jさんという方は大鹿村です。ただ大鹿村の方で話を聞いたら大鹿村から通うわけではなくて立花さんの所にきているらしいんですけど。

<宮島会長>

南箕輪でのブルーベリーは大きくやっている方がいるのでそこら辺の方かなと思ったんですが。

<事務局 中澤>

ゆくゆくは箕輪町でも探したいし、南箕輪村でも探したいし本格的に大きくしていきたいということです。

<宮島会長>

所有権の移転ということですがけれども、内容について皆さん心配されて意見を出していただいていると思いますけれど、まあ所有権の移転の後は太陽光の設置になると改めて申請が出てくるということでもありますのでそこで問題があればできなくなるということにな

りますので、とりあえず営農を続けていただくということで所有権の移転ということで今回は判断したらどうかと思いますがいかがでしょうか。

<飯澤委員>

ここで責任のある判断になるので辰野町農業委員会として判断をするわけですから、ちょっと心配な部分がある中で所有権移転3条の許可書になるんですけど、出していいのかなと心配になっているんです私は。今の説明をお聞きしただけだと営農計画もよくわからないし、実態もよくわからない、そういう中ではたして営農者として許可することが妥当かどうか、もうちょっと調査しないとわからないということであれば次回の農業委員会までに委員でみんなもう一度出てくるような形になるかもしれないけれど調査なり状況を把握したうえで判断をした方が良く私は思うんですけど。次に4条5条の時に審査するからいいのではないかというそれも一つの案であると思うんですけどいろいろな問題を含んだ問題というか地元のトラブっていることもありますのでちょっと慎重にあつちかかないといけないような気がします。

<宮島会長>

今飯澤委員が言われたこと、営農にに対しての計画的なものがもうちょっとはつきり示していただければという心配ですけれどもそこらへんは出していただくことはできるんですか。もうちょっと具体的な営農についての計画っていうのは。

<根橋推進委員>

ちょっといいですか。そのことに関してですけど。つっぱた議論をあちら側からされるっていう場合に、許可権限は農業委員会にあると思いますが、その前提の調査権、書類審査しか調査できないのかそれとも営農計画に対して実体的な調査例えば現地に出向いて機会が本当にあるのかとか、あるいは経験があるのかとかそういう書類以外の現場まで出向いて調査する権限というかできるのかどうか、それによってだいぶ違っちゃうと思うんですよね。個人的に3条というのはやはり目的が農地を受ける方がどういう営農を今後することによってしていくのかっていうところを重視されなければいけない制度だと思っているので、今後実はこれを変な風に使われて実際営農計画がペーパー上のものだけだったということがないようにしなければいけないって思うんで、実態調査の権限というかそういうものが農業委員会にどれだけあるのか明確にしたうえで臨んでいった方が後々重要になってくるのではないかと思うんですが、その辺はどうなんですか。ペーパー上の審査は当然権限があると思うんですけど営農計画にどこまで踏み込めるのかという点はいかがですか。以前ありましたよね。隣接町村以外の町村から3条が出た場合は本当にそういう営農ができるかどうか、見させてもらいますというような、そういう指導があったと思うんですね。隣接されていればまだ何キロあるとか申請書に書いて審査があったと思うんですけ

ど、特に離れた隣接ではない町村、今回南箕輪は隣接していませんよね、そういう場合の本当にどういう営農なんですかっていうことは行政指導的だとは思いますが、そのへんはどうかということなんです。

<立澤推進委員>

私は農業素人なんでわからないんですけど、農作物って太陽必要ですよ。その上に傘のように太陽光をつけるっていう、はたしてそれで育つのかっていう、そういうところで育つ植物なのか、あるいはそのことを別にして考えキャベツ畑にソーラーを作りますとかね。そもそもおかしな話でソーラーぶらす農地ってのはおかしいんじゃないかなってきがして、わからないので。

<赤羽事務局長>

ただいまのお話については4条5条が出たときの判断の中で、皆さんにお配りした農地調整ハンドブックの中で支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについてという項目がある中で一時転用という事務局から説明させていただいた中で結局は今言われた部分の営農的な部分可能かどうかという点が一時転用する判断をする上でこの委員会の中で判断することができそうですので作物によっては作物が育つ状況にないと判断されればそれは認められないということに至ることになっておりますので、ブルーベリー以外にそれがどういう植物なのかという部分も4条5条が出てきた時の判断になります。前段の根橋委員さんからの調査権ですが今までペーパーだけでやってきてその所へ出向いて調査したことがございません。

<宮島会長>

今太陽光を設置するという話で進んでおりますけれど一次審査は太陽光を設置するという話ではないんですけど、一次審査二次審査ということで対応できれば今回については一次審査の形になると思いますけれど次にまた太陽光の話があれば、今回は所有権の移転ということですけど、後のことを考えると心配はありますけれど保留にして次回に回してもう一回話をするか、それとも所有権の移転で採決するかということになると思いますが、そのことでご意見ありますか。

<赤羽事務局長>

先ほど飯澤委員から出された内容的な部分の保留という部分を、同義的に出たということから認めるか認めないかを裁決していただいて、その次にここで決めるという話になれば賛成か反対かを決めていただければ。

飯澤委員が同義として意見をだされたという内容についてどうかということ。

<宮島会長>

飯澤委員から提案いただいた意見について同意されるかどうか、もうちょっと検討し保留にして次にという、それについて裁決してもよろしいでしょうか。

それでは保留にして次回にに回すということについて賛成の方は挙手をお願いしたいと思います。（全員挙手）

それではそういうことで保留という形で今回はさせていただきたいと思います。

今まで出た意見等については事務局で調べていただき次回お願いしたいと思います。

それでは続きまして番号5番をお願いします。

<山田事務局次長>

5番、所有権の移転でございます。地図は5ページをご覧ください。

神奈川県藤沢市城南・丁目・番・一〇〇〇号にお住まいのKさんが所有いたします、

大字横川字下飯沼沢……番・、地目は畑、面積180㎡および、

大字横川字下飯沼沢……番・、地目は畑、面積74㎡を、

南箕輪村……番地・にお住まいのLさんが取得するものです。

こちらは、令和4年11月の総会時にご審議いただきました、空き家バンクに登録されていた空き家とともに売買する農地であり、農地法施行規則第17条第2項の規定により農地取得の際の下限面積が1aに指定されています。また、譲受人のLさんより「5年以上継続して耕作する旨の誓約書」の提出がありました。

農地取得後の農業経営面積は2アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、飯澤委員、立澤推進委員から意見書をいただいております。

<飯澤委員>

11月27日に立澤推進委員とMさんとともに現地を確認させていただきました。ここにありますように現在南箕輪に住んでいるLさんが空き家を取得し3条で取得したいということでありまして、空き家バンクに付随する農地として前回確認していただいております。住宅に隣接している2筆の畑ですけどビーバーだとか農具だとか肥料も小屋の中に入っていてそのまま譲渡されるということで耕作は引き続き引き継がれると思われまます。また地籍調査も終了していて境界もはっきりしておりますので3条の許可は特に問題ないと思われまますのでよろしくご審議のほどお願いいたします。

<宮島会長>

ただいまの説明について、何か質問、ご意見ある方は挙手をお願いします。（異議無し）無いようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

<山田事務局次長>

6番、所有権の移転でございます。地図は6ページをご覧ください。

東京都西東京市芝久保町^{しばくぼちょう}・丁目^{ちやうめ}・番^{ばん}・号^{ごう}にお住まいのNさんとOさんが共同で所有いたします、大字伊那富字宮下^{いなとみみやの}・番^{ばん}、地目は畑、面積475㎡を、大字伊那富^{いなとみ}番地^{ばんち}にお住まいのPさんが取得するものです。

今回の申請については、計画変更申請も同時に提出されておりますのであわせてご審議をお願いいたします。当初計画者のNさんご夫婦は住宅を新築する目的で申請地を取得し、5条の許可を受けましたが、都合により申請地は不要となり、事業の計画は断念しておりました。今回は承継者であるPさんが申請地を取得し、農地として利用したい計画であります。

農地取得後の農業経営面積は104アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、野澤代理、小松推進委員から意見書をいただいております。

<小松推進員>

11月20日9時に司法書士のQさんそれから譲受人のPさんそれから農業委員の野澤代理と私で現地を確認させていただきました。申請としては農地転用許可後の事業変更というのでそれと3条で譲渡人のNさん、OさんはRさんというもう亡くなられていると思いますが、この方から平成11年に住宅地として譲り受けたものですけれど、東京にお住まいということで住宅建築にいたらなかったということで事業計画を変更して農地として申請することが一点、その農地を3条の規定によってPさんに譲渡して畑として利用してもらうということで申請したものです。譲受人のPさんは30年以上農業従事しているということでありますし、年間150日以上農業に従事していること、それから農業機械を十分持っているということで申請地を農地として活用してもらうことは問題ないのではないかと考えております。境界については明確でありますし、特に周辺農地への影響もないと思いますのでよろしくご審議のほどお願いいたします。

<宮島会長>

ただいまの説明について、何か質問、ご意見ある方は挙手をお願いします。（異議無し）無いようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

【議案第1号、5条の規定による許可申請について1～2番朗読】

<山田事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は7ページを、配置図は8ページをご覧ください。

大字辰野・・・番地にお住まいのSさんが所有いたします、

大字辰野字片倉・・・番・、地目は田、面積738㎡および、

中央・・・番地にお住まいのTさんが所有いたします、

大字辰野字片倉・・・番・、地目は畑、面積936㎡を、

愛知県額田郡幸田町大字坂崎字小道畑ぬかたぐんこうたちょう・・・番地こみちはたにお住まいのUさんが取得し、太陽光発電システムを新設するための申請であります。

譲渡人のSさんとTさんは、それぞれ相続にて申請地を取得しましたが、耕作の予定もなく、農地の有効利用を考えておりました。

譲受人のUさんは、申請地に太陽光パネル207枚を設置し、売電を行いたい計画です。

町外にお住まいですが、設備の管理等は今回申請地を紹介した株式会社Vと管理委託契約をして定期的に行うため、周辺への影響は軽微であると考えます。

申請地は河川と山林に囲まれた10ha 未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がりがない農地であり、農地法第5条第2項第2号の第2種農地、消極的2種と指定されますが、他候補地を検討した結果、周辺の環境等、申請地が最適であり、位置的代替性がなく許可はやむをえないと判断いたします。また、辰野町環境条例に基づく特定発電事業計画については許可済みです。

この件につきましては赤羽委員、根橋推進委員から意見書をいただいております。

<赤羽委員>

11月17日現地確認しました。場所は説明ありましたが上辰野の奥七蔵寺のお寺の方へ行く左側の所で、Sさん高齢で耕作できないということで太陽光を設置したいということでもあります。場所的には人家もなくて問題はないように思います。よろしくをお願いします。

<宮島会長>

ただいまの説明について、何か質問、ご意見ある方は挙手をお願いします。（異議無し）無いようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

【議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

<山田事務局次長>

利用権の設定であります。計31件、50筆、面積は68,287㎡、詳細は議案書8ページから9ページの通りであります。

経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

<宮島会長>

ただいまの説明について、何か質問、ご意見ある方は挙手をお願いします。（異議無し）無いようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

【議案第3号、農地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について】

<山田事務局次長>

農地中間管理事業に関しまして、計12件、13筆の利用権の設定であります。

詳細は議案書12ページのとおりでございますが、農地中間管理事業による中間管理候補農地整理簿に基づき、農地中間管理機構である公益財団法人長野県農業開発公社と5筆、5607㎡について5年1ヶ月の使用貸借権を、8筆、10776㎡について5年の賃借権を設定するものです。続きまして・・・(第4号へ)

【議案第4号、農用地利用配分計画(案)に対する意見について】

<山田事務局次長>

農用地利用配分計画(案)については、議案第3号で集積を決定した農地について、農地中間管理機構から受け手へ利用配分を計画するもので、すべての農地について認定農業者等、農地中間管理機構より位置づけられた担い手へ配分されます。

詳細は議案書の同じく12ページをご覧ください。

Wさんへ3筆、計4,840㎡について5年1ヶ月の使用貸借権を、農事組合法人Xへ2筆 計767㎡について5年1ヶ月の使用貸借権を、8筆、10,776筆について5年の賃借権を設定するものです。

所有者もしくは相続人代表者と農地中間管理機構との間、および農地中間管理機構とWさん、Xとの間ではそれぞれ事前合意がなされておりますが、農業委員会は意見を述べることができますので、皆様のご意見を伺いたいと思います。

<宮島会長>

まず議案第3号です。ただいまの説明について、何か質問、ご意見ある方は挙手をお願いします。（異議無し）無いようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

<宮島会長>

議案第4号です。ただいまの説明について、何か質問、ご意見ある方は挙手をお願いします。
(異議無し)無いようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

【議案第5号、非農地の承認について朗読】

<山田事務局次長>

非農地証明書の交付申請であります。

地図は戻りまして1ページをご覧ください。

大字澤底……番地にお住まいのYさんが所有いたします、

大字澤底^{かぬしや}字神主谷……番・、地目は畑、面積200㎡について申請がありました。

申請地隣の……番・には元々住宅があり、申請地には農機具用倉庫が建っていましたが、令和元年に取り壊されております。しかしながら、申請地の一部にはアスファルト舗装が施されていたり、コンクリート片が出てくるなど、農地としての利用ができない状態となっており、今後も農地として利用される可能性もないことから、辰野町農業委員会非農地証明事務取扱要領の証明基準に該当し、非農地とすることはやむをえないものと思われま。

この件につきましては、青木委員、有賀推進委員に現地をご確認いただいております。

<有賀推進委員>

ただいまご説明ありましたとおり、非農地の申請をしております。周りから見た場合コンクリートなど破片がありまして農地としては使えないような状況であります。確認したところ問題ないと思います。よろしくお願ひします。

<宮島会長>

ただいまの説明について、何か質問、ご意見ある方は挙手をお願いします。(異議無し)無いようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

【議案第6号、農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の設定について朗読】

<山田事務局次長>

空き家に付随した農地に関しまして、下限面積を1アールとする申し出であります。

農地法施行規則第17条2項の適用につきまして、新たに下限面積1アールを設定する区域は、大字横川……番であります。

詳細は議案書の16ページのとおりであります。地図は9ページをご覧ください。

申請地は空き家バンクに登録した物件に付随した農地であり、農業委員会で別に定めておりま

す要件を満たしておりますので、新たに設定区域としたいと考えております。

この件につきましては飯澤委員、立澤推進委員に現地をご確認いただいております。

<飯澤委員>

11月25日立澤推進委員と事務局の山田補佐、小松書記、中澤さんと現地を確認しました。この地図にありますように空き家から直線距離で180m 2、3分あればここまで行かれます。田んぼの一部はさるなしが植わっておりますが、水田は休耕田にしてあり保全管理されておりました。空き家に付随した農地ということで特に問題ないと思いますのでご審議のほどお願いいたします。

<宮島会長>

ただいまの説明について、何か質問、ご意見ある方は挙手をお願いします。（異議無し）無いようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

報告事項

<山田事務局次長>

それでは報告事項です。

- (1) 農地の嵩上げ申請について、議案書の17ページの通りであります。添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました
- (2) 農地法第18条第6項の規定による届出について、合意解約計5件、議案書の17ページの通りであります。添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

報告事項は以上でございます。

その他

- 農業委員会活動記録簿の提出について(事務局 中澤)
→総会終了後に前月分の活動記録簿提出を提出していただく。
- 農業者年金加入推進ニュースNo.8の配布について(赤羽事務局長)
→別紙参照
- 農業委員会手帳(2023版)の配布について(事務局 中澤)
- 農地相談会について(宮島会長・大井田推進委員)
→第4回農地相談会 11月17日(木)10時~12時、役場第2会議室で行われた。

<宮島会長>

2件の相談を受けた(別紙参照)

<赤羽事務局長>

それぞれ1件目、2件目についてはその場での回答ということでよろしいでしょうか。ありがとうございました。ご報告いただいたように2件の相談がありそれぞれの相談内容については相談者の皆さんにご理解いただいたということでもあります。

○令和4年度農地パトロール結果資料の配布について(事務局 中澤)

→別紙結果資料 A 判定の農地は利用意向調査を行いません。11月25日付で対象者に送付済み。B 判定については年明けに非農地判断の意向調査を行ない委員会で非農地判断をしていただく予定です。

<根橋推進委員>

前別の会でしたが辰野町の水田転作の目標面積がありまして、分母の水田面積が実際の水田だけでなく荒廃している田も含まれていて、辰野だけが転作面積を達成できないとかそういう事案がでていまして、今回転作について水田がどこまで入っているのか。B になっていけば除外などしていかないと議論が正確ではないと思うがそのへんはどうなっているか。

<事務局 中澤>

今までは非農地化が進んでなく、滞っていたため法務局の職権を使った地目変更をおこなうことで非農地への変更が進んできている。

<根橋推進委員>

実際に田んぼとしての可能性がないのに、田んぼの面積に入ってしまったのは実際にはわからない。そういう点で辰野だけ転作面積が達成できていないといわれると、ただでさえ水田農業は問題をかかえているなかで、いろいろ支障が出てくるので事務の推進を凶っていただいて、無理な水田については分母から外していただきたい。

<赤羽事務局長>

今おっしゃっている分母の部分はずいぶん、人・農地プラン上の面積としては重要視されますが、昔やっていた転作というのは、水田面積の何パーセントというものでやっていましたが、今収量できますので、収量あたりが辰野でいうとこの辺もなっとくできない数字なんですけど6百2十何キロとかいう計算の中で、何ヘクタールという風に収量から何ヘクタールと面積を示されていますので、その中でおっかけてやっているわけです。その中で達成しているしていないかという部分については今言う分母もからんでくるかと思えますけど達成できるできないところがあるところが今なかなか。要は転作を進めるのではなく、米をこれだけしか作ってはいけないという方式で、そういう中での計算式は全体

的な農地面積の分母うんぬんというのは計算対象とはなっていない。再生協議会上の数値としては別だと思いますが。人・農地プランとしての面積としては遊休農地が入ってくると全体的な集積面積が達成できないというところが課題となってくる。

<根橋推進委員>

人・農地プランが改正されて地域計画に移行するという事なんですけど、収量も疑義があるところで6百何キロも獲れるわけない数字がかけられて辰野はオーバーしているようなね。誰も実態がわからないので推測値でやってると思うんですけど不確かな議論で辰野は過剰だって決めつけられるのは非常に切ないわけですよ。だからそういう点ではより正確な面積把握だとか収量についておかしいんじゃないかというところがあるので、数字を精査して関連性があるように統一してもらいたい。

<赤羽事務局長>

今の収量については、上伊那の再生協議会では度々出される。辰野はまだ低い方で、伊那市あたりは6百5十何キロで上伊那全体の数値として農水省から示されている数値で、今根橋委員がおっしゃった数値も実態と乖離しているしているということは何回も会議のたびにそれぞれ課長が出席する中で各町村が求めているところでもあります。そこら辺を変えていっていただかないと、国民当たりの米消費という数量から逆算してくるものですから毎年、そうなってくると米の生産量もなかなか締め付けられているのが現状ですので、もう少し実態に即した単収をそこに当てはめてもらいたいということはその都度言っているところでもありますので引き続き継続して訴えていきたい。

<根橋推進委員>

農業委員会長がセンターの役員やっておられるので、辰野町として振興センターで坪刈りしてデータを出していくということも考えた方がいいと思うんですよ。毎年机上の議論だけしていても進まないで反論していくには、特に要望していきたいのは辰野の北部と南部ではかなりの収量差があるんですよ。だからそういうのを平均して見ていかないと議論にはならないし、しかもそのベースになっているのは実際の作付け面積、水田としての作付け面積に平均単収をかけて実際の収量で議論をしていただかないと、国からの辰野はこうですということで議論されても非常に迷惑というか空論になっているので、ぜひその辺は会長の立場からも意見があるということを書いて頂ければ。

<赤羽事務局長>

国も仮説でやっているわけではなく、実際に対象圃場が決まっています、その坪刈の結果だということと言い張るんですよ。じゃあそれがどこかっていうことを教えてくれないんですよ。それはどこでいってもメッシュ状の切られている中の一圃場としか教えてくなくて、我々もそれが正しいか正しくないか横で並べてみないとわからないことで、会長もいろいろな会議で言って頂いたり、我々も事務局会議の際には訴えていますので実態は十分理解しています。

○遊休農地発生防止・解消対策(ソルガム栽培活動)について(根橋推進委員長)

<事務局 中澤>

皆様に紙袋の中にソルガムの実と粉を入れさせていただきました。その中に緑の紙で青木委員からいただきました雑穀の基本の炊き方が入っております。皆様ぜひお家で試して新たなレシピを考案していただきたい。

<青木委員>

余っている実があれば買ってくれるというところがあるので、値段はまだわかりませんが。

<赤羽事務局長>

各委員さんにお配りした残りは町民の皆さんにソルガムがなかなか身近に手に入るってものではないですので、手に取って頂いたり利用していただいてこんな使い道があるのではと模索しながら栽培の普及を進めていければと思いますので、数は決めて窓口で配布を考えていますがいかがでしょうか。

<根橋推進員>

そのとおりでいいんですが、種は一握りで千以上はありますのでそんなに沢山はいらないので小袋に分けていただいて栽培方法の簡単な紙をつけてやっていただければと思います。一番は5月末までには我々がやったように育苗して植えていただくのがベスト。直播でもいいんですが初めての方は直播は最初が困難で雑草とほとんど見分けが付きません。できればポットで育苗してやってみてくださいと簡単な作り方を添えて。やっぱり今年の作り方もそうですが、基肥をしっかりやれば追肥はいらないという感じですので、あとは草取りと初期の土寄せだけやってもらえば十分だと思いますので。

<赤羽事務局長>

町民向けには、栽培用と食用と分けて配布していくということよろしいでしょうか。

<上島委員>

町民の皆さんに栽培してくださいと種をお渡しするんですが、そのあとの買取とかそういうことはえごまみたいにされないんでしょうか。

<根橋推進委員>

皆さんに相談しますが、A商店にBさんという方がいるんですがその方が扱ってまして将来はこの方自身も別の会社持ってますけれどどちらかの会社で辰野産のソルガムを販売してもらおうようなこと

を考えてもらえませんかをお願いしています。農業委員会が一手に引き受けてというのはなじまない
ので、荷物の流通とかはできればそちらでかいつれにしてもどこかの会社を経由して販売して
いただくことを考えています。

<青木委員>

関連したことですが、Cさんに粉と実を見本として送ってあります。加工品がどのようにでき
てくるのか、どれくらい使用されるのかはこれからであります、お願いはしてあります。

<赤羽事務局長>

自家用での栽培でどれくらいの手間がかかってどうなのかっていうところもありますので、
それも踏まえて配布していきたい。まずはソルガムってどんな味がするんだろうってまず知
ってもらうため、興味のある方に農業委員会で作ったものを、多くは差し上げるわけには
いきませんが少しずつ配布ということによろしいでしょうか。

○次回委員会総会開催日:1月5日(木)9時30分 役場2階第6会議室

(閉会)

※総会終了後、農業者年金加入推進対策会議(加入推進部長、重点加入推進対象者地区担当
委員)

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名
押印する。

令和 年 月 日

会 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印